

## セーフティネット保証2号の認定を受けられる方

(取引先企業のリストラ等の事業活動の制限)

### 【セーフティネット保証2号】

生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者(以下「指定事業者」という。)と直接・間接的に取引を行っていること等により、売上等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

### 【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する方。

(イ) 様式 2-①-イ

- a) 指定事業者と直接取引を行っており、総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であること。
- b) 当該事業活動の制限を受けた後の原則最近1か月間の売上高等(注1)が前年同月と比べて10%以上(注2)減少していること。
- c) (イ) b)の後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べて10%以上(注2)減少することが見込まれること。

(ロ) 様式 2-①-ロ

- a) 指定事業者と間接的な取引を行っており、総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であること。
- b) 当該事業活動の制限を受けた後の原則最近1か月間の売上高等(注1)が前年同月と比べて10%以上(注2)減少していること。
- c) (ロ) b)の後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べて10%以上(注2)減少することが見込まれること。

(ハ) 様式 2-①-ハ

- a) 経済産業大臣が指定する事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有し、1年以上事業を継続して行っていること。
- b) 当該事業活動の制限を受けた後の原則最近1か月間の売上高等(注1)が前年同月と比べて10%以上(注2)減少していること。
- c) (ハ) b)の後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べて10%以上(注2)減少することが見込まれること。

(二) 様式 2-②

- a) 指定事業者が金融機関である場合は、総借入残高のうち、当該金融機関からの借入残高の占める割合が10%以上あり、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金返済を含めた資金調達が必要になっていること。

(信用保険法第2条第5項第2号)

(注1)売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあつては、完成工事高または受注残高)をいう。

(注2)本則の、減少率はマイナス20%以上ですが、当面の間は制度利用拡充を鑑み10%に緩和中です。

### 【様式例一覧】

|                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| 事業活動の制限を行っている事業者と直接的に取引を行っている場合 | 様式2-①-イ |
| 事業活動の制限を行っている事業者と間接的に取引を行っている場合 | 様式2-①-ロ |
| 事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有する場合      | 様式2-①-ハ |
| 指定事業者が金融機関である場合                 | 様式2-②   |

### 【必要書類】

- ① 認定書 1部(区HPからダウンロード、または経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書
- ④ 【①-イ、①-ロ、①-ハの場合】
  - (ア)全体の商取引を確認できるもの(決算書・確定申告書・試算表・売上台帳等)
  - (イ)指定事業者と商取引を確認できるもの(取引先別売上台帳・売上入金通帳・請求書等)
- ⑤ 【②の場合】借入金残高のある全ての金融機関の残高証明書
- ⑥ 【郵送で申請する場合】郵送用チェックシートと返信用レターパック

### 【申請方法】

認定を受けるには、**郵送**または直接持参(要予約)により受付けます。

＜郵送＞ 郵送により申請した場合の認定書返送先は、認定事業所あてです。

・送付先 〒1250062 葛飾区青戸—2—1 テクノプラザかつしか内  
葛飾区 産業観光部 産業振興課 経営支援係

＜直接持参＞ **事前に必ず予約**の上、お越しください。中小企業診断士が面談し要件を確認します。

予約電話:03-3838-5556 午前8時30分から午後5時まで

・面 談 場 所 葛飾区青戸7—2—1 テクノプラザ1階 産業振興課 窓口  
・面談(開始)時間 午前10時から午後4時まで

### 【お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係  
電話:03-3838-5556  
～ 平日の午前8時30分～午後5時まで ～

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書

令和      年      月      日

葛 飾 区 長 あて

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(指定事業者名)

私は、\_\_\_\_\_が、令和 年 月 日から\_\_\_\_\_（注1）を行っていることにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等（注2）の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1. 事業開始年月日

年 月 日

(指定事業者名)

2. \_\_\_\_\_ に対する取引依存度

$$\% (A/B \times 100)$$

(指定事業者名)

A : 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの\_\_\_\_\_に対する取引額等

丹

B : 上記期間中の全取引額等

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|  |  |

### 3. 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

減少率                      % (実績)

C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等(令和

年 月) \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等

(令和

年 月) 円

(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率                      %（実績見込み）

$$\frac{(D+F) - (C+E)}{D+F} \times 100$$

Ｅ：Ｃの期間後2か月間の見込み売上等（令和 年

月～令和 年 月) 円

F：Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等(令和 年

月～令和 年 月) 円

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(注) 信用保証協会への申込期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(注2) 売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高)をいう。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

様式第2-①-口

## 中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛 飾 区 長 あて

(申 請 者)

住 所 .....

名 称 .....

代表者氏名 .....

(指定事業者名)

私は、\_\_\_\_\_が、令和 年 月 日から\_\_\_\_\_ (注1)を行っていることにより、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等(注2)の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1. 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(指定事業者名)

2. \_\_\_\_\_に対する取引依存度 \_\_\_\_\_ % (A/B × 100)

(指定事業者名)

A : 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの\_\_\_\_\_に関連する取引額等

円

B : 上記期間中の全取引額等

円

## 3. 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等  $\frac{D - C}{D} \times 100$  減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 (令和 年 月) \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年1か月の売上高等 (令和 年 月) \_\_\_\_\_ 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

$$\frac{(D+F) - (C+E)}{D+F} \times 100$$

E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (令和 年 月 ~ 令和 年 月) \_\_\_\_\_ 円

F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 (令和 年 月 ~ 令和 年 月) \_\_\_\_\_ 円

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

葛飾区長 青 木 克 徳

(注) 信用保証協会への申込期間 : \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

(注1) 経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(注2) 売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高)をいう。

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

## 中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛 飾 区 長 あて

(申 請 者)

住 所 .....

名 称 .....

代表者氏名 .....

(指定事業者名)

私は、.....が、令和 年 月 日から.....(注1)を行っていることにより、下記のとおり売上高等(注2)の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1. 事業開始年月日 ..... 年 月 日

2. 売上高等 減少率 ..... %(実績)

(イ)最近1か月間の売上高等  $\frac{B - A}{B} \times 100$

A : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等(令和 年 月)..... 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 (令和 年 月)..... 円

(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 ..... %(実績見込み)  
 $\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等(注3)(令和 年 月~令和 年 月)..... 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等(令和 年 月~令和 年 月)..... 円

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青 木 克 徳

(注) 信用保証協会への申込期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注1) 経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(注2) 売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高文は受注残高)をいう。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

様式第2-②

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛 飾 区 長 あて

(申 請 者)

住 所 .....

名 称 .....

代表者氏名 .....

(指定事業者名:金融機関名)

私は、.....が、令和 年 月 日から.....(注1)を行ったこと  
に伴い、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっています  
ので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1. 事業開始年月日 ..... 年 月 日

(指定事業者名:金融機関名)

2. 金融機関からの総借入金残高のうち、.....からの借入金残高の割合

..... % (A / B × 100)

(指定事業者名:金融機関名)

A 令和 年 月 日の.....からの借入金残高 ..... 円

B 令和 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 ..... 円

認 定 第 号

年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青 木 克 徳

(注) 信用保証協会への申込期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注1) 経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「金融取引の調整」等を入れる。

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。